

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る

一部負担金等の支払いの免除終了について

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、平成 30 年 7 月 5 日から令和 2 年 6 月 30 日の間で、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っていましたが、令和 2 年 6 月 30 日をもって終了しております。

このため、令和 2 年 7 月 1 日以降は、従来どおり、医療機関・薬局等の窓口における一部負担金の支払いが必要となります。